

小鹿野町森林整備計画（案）

令和5年3月

計画期間

自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

埼玉県
小鹿野町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林整備の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	13
3	その他必要な事項	13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	14
5	その他必要な事項	14
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
4	その他必要な事項	14
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	15
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	15
3	作業路網の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	19

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- | | |
|---------------------------------|----|
| 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 20 |
| 2 その他必要な事項 | 21 |

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 | 21 |
| 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） | 21 |
| 3 林野火災の予防の方法 | 21 |
| 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | 21 |
| 5 その他必要な事項 | 21 |

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- | | |
|--------------------------------------------|----|
| 1 保健機能森林の区域 | 22 |
| 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | 22 |
| 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 | 22 |
| 4 その他必要な事項 | 23 |

V その他森林の整備のために必要な事項

- | | |
|------------------------|----|
| 1 森林経営計画の作成に関する事項 | 23 |
| 2 生活環境の整備に関する事項 | 24 |
| 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | 24 |
| 4 森林の総合利用の推進に関する事項 | 24 |
| 5 住民参加による森林の整備に関する事項 | 24 |
| 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 | 25 |
| 7 その他必要な事項 | 25 |

付属資料

別表1

別表2

別表3

別記

付属参考基礎資料

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、埼玉県の北西部に位置し、町の西部の森林が全体面積の3分の2を占めており標高1,000～1,700mの地形が急峻な山岳地帯であり、秩父多摩甲斐国立公園の一部及び県立自然公園地域となっている。この山並みを水源とする赤平川が町の中央を西から東に流れ、それに沿って国道299号線が走っている。町の東部は標高300～600mの丘陵に囲まれている。赤平川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されている。北西部の倉尾地域の吉田川と女形沢の合流点に県営合角ダムがありその周辺と南西部の両神地域の県立国民休養地周辺では観光地としての整備が進められている。

本町の総面積は17,126haであり、その内計画森林面積は14,155haで、総面積の83%を占めている。主に町西部の山岳地帯をはじめとするその周辺域であり、比較的天然林が多く人工林の面積は6,785haと人工林率48%となっている。人工林の多くはスギ・ヒノキがほとんどである。齢級構成を検討すると、標準的な製材用丸太生産に適する8から12齢級の人工林は39%、13齢級を超える人工林は45%と、高齢級林分が増大する構成となっている。このように伐期を超える林分が多いことから森林管理道などの基盤整備と立地条件に応じた林業機械の導入による森林施業の集約化、省力化を進め、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに計画的な伐採を推進し一部の林分については優良な長伐期林に整備するため間伐等の保育事業を計画的に実施する必要がある。

また、本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されべき人工林帶、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帶までバラエティーに富んだ林分構成になっており、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のようないくつかの課題がある。

北西部の藤倉地域及び南西部の両神地域は昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存在することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要である。

西部の三田川地域は天然生の広葉樹が広く存し、渓谷等の自然景観に優れており遊歩道、キャンプ場、あづま屋等を整備し森林とのふれあいの場としての活用が期待される。

東南部の長若地区は、秩父地域の特産品のひとつでもある原木しいたけの生産に欠かせない広葉樹林も広がり、品質の高いしいたけ原木の供給地として森林を活用する必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	機能發揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
保健文化機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、森林管理道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

森林の整備に当たっては、森林の構成、森林の有する機能、森林管理道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案して、水源涵養、山地災害防止／土壤保全、保健・文化、木材等生産の各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を推進します。

森林の有する	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 水源涵養のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
山地災害防止機能／土壤保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 土砂の流出防備等のための保安林の指定やその適切な管理を推進す

	るとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
保健文化機能	<p>住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p> <p>潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>風致の保存ための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林施業の推進方策

アの森林整備を円滑に推進していく上で重要な林業労働力については、林業労働者の減少、労働力の低下が見られる。間伐の着実な実施が重要課題となっていることから、間伐促進の啓発を図るとともに、森林の有する公益的機能に対処することからも広葉樹林の適切な整備を図る。今後主伐期を迎える林分については、伐採を計画的に実施していくための体制整備を推進するものとする。

また、地域における適切な森林整備を推進していくために、森林組合、NPO、ボランティア団体、林業活性化を図っている協議会、林業普及指導員、森林所有者等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて森林施業の技術的支援を推進しながら、緊急に実施すべき間伐に取り組んでいく。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

県、町、森林組合、埼玉県農林公社、林業事業体等流域の林業関係者と密接な連携を図りつつ、長期展望に立った林業施業の総合的な計画を実施するため、次の事項を推進する。

(1) 森林施業の共同化の促進

県と連携を図りながら、意欲ある森林所有者・森林組合等林業事業体に対し、長期施業の受託など森林の経営の受託に必要な森林情報等の提供及び助言・斡旋などを推進し、長期施業の受託を進めることとする。

また、普及啓発活動を通じて、森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画による施業の共同化、施業実施協定の締結による森林所有者等の共同による施業等を促進する。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

ア 林業事業体の体质強化

森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど体质の強化を図る。

イ 林業従事者の養成・確保

森林組合、素材生産業者等の林業事業体における労働条件の確保等、雇用管理の改善及び事業量の安定確保、生産向上、基幹的労働者の要請等の事業の合理化を一体的に促進する。さらに、新たに林業に就業しようとする者を対象に、林業技術習得のための研修や事業体に関する情報の提供等を行い、就業の円滑化を図ることで、林業労働力を確保する。

(3) 林業機械の導入の促進

森林施業の効率化や労働災害の減少等に資するため、機械作業の宣伝普及、林業機械のオペレーターの養成、機械の共同利用化等利用体制を整備するとともに、機械の導入に必要な路網等の整備に努める。

(4) 作業路等の整備

林業機械の導入に必要な路網については、森林管理道と施業対象地を有機的に連結するため、作業道の整備を促進する。この場合、森林管理道との組み合わせにより、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業をより効率的に実施するための路網に重点化して整備する。

また、森林所有者が共同して利用できる作業拠点施設、災害防止施設、その他森林整備に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、生産コストの低減に努める。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は、以下のとおりとする。なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

樹種								
スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材以外)	その他広葉樹 (用材)
35年	40年	35年	35年	35年	50年	10年	15年	55年

なお、標準伐期齢に達しても伐採を促すものではない

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帶を設け適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林及び天然更新の対象樹種の選定については、適地適木を基本として、自然・立地条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種とする。

(1) 人工造林の対象樹種

区分	針葉樹	広葉樹
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ	クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ等

上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町と協議し、当地に適切な樹種を植栽する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立て方法	標準的な植栽本数(本／ha)
スギ・ヒノキ 広葉樹等	疎仕立て	概ね 1,500
	中仕立て	概ね 2,500
	密仕立て	概ね 3,200

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	原則として、最小限度の刈り払いを実施することとする。ただし、現地の状況により省略することができる。
植栽時期	春植えは3月中旬から4月下旬、秋植えは9月中旬から10月下旬を標準とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期等を考慮のうえ決定する。なお、秋植えをする場合には寒害常習地を避け、苗木の取扱いに十分注意する。
植付けの方法	列植え(方形植え)又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行う。また、植え付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植え穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人口造林すべき期間として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等

の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

区分	樹種名	備考
天然更新の対象樹種	広葉樹(ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類) 針葉樹(マツ類、モミ類)	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新をすべき樹種の選定に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて気候、土壤等の自然的条件を勘案して、広葉樹ではナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等とし、針葉樹ではマツ類、モミ類等とし、将来その林分において高木となりうる樹種とする。

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
広葉樹(ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等)	
針葉樹(マツ類、モミ類等)	10,000 本/ha

(イ) 天然更新すべき本数

樹種	天然更新すべき立木本数
広葉樹(ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等)	
針葉樹(マツ類、モミ類等)	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

ウ その他天然更新の方法

更新完了の目安として、後継樹の密度が $h\text{ a}$ 当たり 3,000 本以上成立している状態とする。

後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が 30 cm 以上の稚樹、幼樹、若齢木、ほう芽枝等とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽及び更新補助作業により確実な更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内を目安とし、更新すべき期間を定めるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100 m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当するかどうかを町へ確認し、必要な指導をうけることとする。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)による。

イ 天然更新の場合

2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大立木本数は 10,000 本/ha とする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000 本/ha 以上となる本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壤等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成单層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

植栽密度 (本/ha)	樹 種	施業方法	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な 方 法	備 考
			1回目	2回目	3回目	4回目		
1,500 (疎仕立て)	ス ギ	標準伐期	—				別記の とおり	
		長伐期	35	45				
	ヒノキ	標準伐期	—					
		長伐期	40	55				
2,500 (中仕立て)	ス ギ	標準伐期	25				別記の とおり	
		長伐期	25	35	45			
	ヒノキ	標準伐期	30					
		長伐期	30	40	55			
3,200 (密仕立て)	ス ギ	標準伐期	18	25			別記の とおり	
		長伐期	18	25	35	45		
	ヒノキ	標準伐期	20	30				
		長伐期	20	30	40	55		

※ 平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満にあっては10年、標準伐期齢以上にあっては15年を目安とする。

別 記

ア 間伐率

本数比で、概ね20～35%とする。

間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減を図る観点から、気象被害に留意し、間伐率を高めに実施するのが望ましい。

なお、針広混交林に誘導する場合は、概ね40～50%とする。

イ 間伐木の選定の方法

林木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく選定する。

また、スギやヒノキにあっては、雄花の着花量にも考慮し選定する。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した間伐木の選定にも配慮する。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、下表を基準とするが、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案して、適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢																				標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
下刈り	スギ	△	○	○	○																		
	ヒノキ	△	○	○	○	△																	
つる切り	スギ					←→		△		→													
	ヒノキ					←		△	→														別記の とおり
除伐	スギ					←		△		→				△	→								
	ヒノキ					←		△		→				△	→								
枝打	スギ					←		○		→				△	→								
	ヒノキ					←		○		→				○	→								

注1 ○印は、通常予想される実行標準。

注2 △印は、必要に応じて実施する

注3 ←→は、実行時期の範囲を示す。

別 記

ア 下刈り

造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要最小限の実施とする。

刈払いは、原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。

下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ つる切り

つる切りは、つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。

ウ 除伐

除伐は、目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとする。

実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

エ 枝打ち

枝打ちは、間伐作業の効率化等の他、製品価値の高い良質材の生産を目的とし、対象樹木の形質を鑑み、投資効率を考慮して実施する。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下、「要間伐森林」という。)について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林やダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については別表1のとおりとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、以下の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については別表2のとおりとする。

森林の伐採齢の下限

区域	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材以外)	その他広葉樹 (用材)
別表2附表1	45年	50年	45年	45年	45年	60年	20年	25年	65年

※標準伐期齢に10年を加えたものを伐期齢の下限とする。また、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小及び分散を図ることとする。

ただし、萌芽更新が期待できるしいたけ原木生産の場合は、標準伐期齢での伐採を可能とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①②に掲げる森林を別表1のとおりとする。

① 土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壤保全機能の評価区分が高い森林等とする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ

箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯、土層内に異常な滯水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等とする。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一緒に優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等とする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等とする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、アの①②の森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとし複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

アの①②に掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業及びその他の森林施業をすべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材以外)	その他広葉樹 (用材)
別表2附表2 及び公社林	70年	80年	70年	70年	70年	100年	20年	30年	110年

※標準伐期齢のおおむね2倍を伐期齢の下限とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1により定める。

また、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、森林経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことなどと定めた委託契約書等を委託者との間で締結することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有規模が5ha未満の小規模所有者が全体の80%を占めている状況であり、専業林家も極めて少数であることから、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、施業の団地化、共同化を推進し計画的な施業実施が必要である。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

自然環境に配慮した活力ある森林育成による優良材の生産拡大を図るため適切な時期に適正な管理を実施する必要があるが、林業をめぐる現在の厳しい諸状況下にあっては集団的、組織的な体制の整備について政策的な支援が必要不可欠である。

森林施業の共同化を図るためにまず第一に、団地ごとに中核となる指導的林家や関係指導機関と共に普及啓蒙を行い、森林所有者の意向聴取を行いながら施業共同化の必要性を理解してもらったうえで面積を確保する。次に間伐、保育に関して各種補助事業の導入を検討しながら森林組合による施業委託を利用して施業実施協定につとめる。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ア 共同施業実施者は共同施業団地内の作業道、作業小屋等を共同して維持管理し利用できる。
- イ 共同施業実施者は必要に応じて労務を提供し、また秩父広域森林組合等に施業に委託ができる。
- ウ 共同施業の実施に当たっては、その実効性を担保するために、あらかじめ参加者から承諾書等をとることができる。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。なお、この水準は、木材搬出予定箇所予定箇所における目安であり、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
暖傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	35以上	75以上	100以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	25以上	60以上	85以上
	架線系作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	15以上	45〈35〉以上	60〈50〉以上
	架線系作業システム	15以上	5〈0〉以上	20〈15〉以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

注1)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ、スイングヤーダ等を活用。

注2)「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ、グラップル等を活用。

注3)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設 拡張 別	種類	区分	路線名	延長 及び 箇所数		利用区域		前5カ 年の計 画箇所	対図番号	備考	
						面積	材積				
				箇所数	延長		針葉樹	広葉樹			
開設	自動車 道及び 軽車道	森林基 幹道	八日見	3,500	1,064	78,631	128,560	○	J-05		
			計	3,500							
		森林管 理道	岩殿沢	200	62	7,896	3,270		J-07		
			日影沢	200	140	9,048	4,980		J-05		
			小判沢伊豆沢	300	278	443	166		K-08		
			間日影	200	200	12,926	7,114		J-05		
			大指馬上	700	330	29,500	4,850		J-06		
			岩殿沢馬上	700	129	24,691	7,530		J-07		
			長久保女形	500	150	12,000	7,000		I-06		
			御岳山2号	4,000	394	55,231	27,887	○	L-06 M-06		
			堂上	200	52	7,936	743		L-07		
			夜討沢	200	80	10,558	2,673		L-07		
			大堤上野沢	200	109	10,633	3,477		L-07		
			中尾藤指	1,400	111	13,400	5,222		K-05		
			沼里坂戸	3,000	231	51,703	10,780	○	J-06		
			四阿屋山	500	480	33,780	18,900		L-07		
			計	12,300							
改良	森林 管理 道	森林 管理 道	西秩父	1	400	1,109	95,489	33,334	○	H-06	
			八日見	1	650	1,064	78,631	128,560	○	J-05	
			茅ノ坂峠	1	300	671	103,084	27,599	○	I-05	
			金山志賀坂	3	1,000	996	13,955	44,656	○	J-04	
			皆本沼里	1	600	263	22,597	11,748	○	J-06	
			岩殿沢	1	100	62	7,896	3,270		J-07	
			釜の沢伊豆沢	1	100	536	49,469	14,512	○	L-08	
			長久保	1	100	513	47,204	12,896	○	I-06	
			坂丸峠支	1	100	6	929	221		H-06	
			御岳山2号	1	200	394	55,231	27,887	○	M-06	
			藤指	1	200	242	9,400	14,026		K-06	
			小森	1	100	204	6,046	14,074	○	K-05	
			大谷	1	100	116	4,648	7,151		K-06	
			串脇	1	150	25	1,716	1,144		K-06	
			大堤上野沢	1	200	109	10,663	3,477		L-07	

		日陰入	1	600	114	7,814	6,388	○	K-06	
		日陰入支	1	300	107	6,362	6,609	○	K-06	
		中尾	1	700	111	13,400	5,222		L-05	
		浦島	1	400	201	3,077	7,926		K-06	
		品塩沢	1	100	31	1,625	499		K-07	
		六葉	1	200	31	3,955	1,539		L-07	
		譲沢	1	100	43	2,892	2,893	○	L-05	
		大堤	1	200	71	14,802	3,640		L-07	
		沼里坂戸	1	100	48	6,787	4,525	○	J-06	
		御岳山	1	600	604	100,599	18,097	○	M-07	
		津谷木柿の久保	1	100	48	6,787	4,525		L-08	
		二子山	1	100	465	19,402	14,820		I-05	
		沢浦	1	200	67	1,705	1,225		L-07 L-08	
		岩殿沢	1	100	62	7,896	3,270		J-07	
		浦島支	1	50	6	372	217		K-06	
		柏沢	1	50	92	10,403	2,488		K-07	
		長合沢	1	600	229	8,179	5,453		I-06	
		桧山	1	400	116	13,700	3,755		I-05	
		塩沢	1	400	195	10,830	6,717		K-07	
		高井原	1	600	67	7,066	258		L-06	
舗装		西秩父		800	1,109	95,489	33,334	○	H-06	
		八日見		2,400	1,064	78,631	128,560		J-05	
		茅ノ坂峠		400	671	103,084	27,599	○	I-05	
		岩殿沢		1,500	62	7,896	3,270		J-07	
		皆本沼里		3,900	263	22,597	11,748	○	J-06	
		長谷沢		600	229	8,179	5,453		I-06	
		大仁田		800	49	1,712	563		L-08	
		御岳山2号		1,000	394	55,231	27,887		L-06 M-06	
		塩沢		400	195	10,830	6,717	○	K-07	
		品塩沢		650	31	1,625	499		K-07	
		小森		280	204	6,046	14,074		K-05	
		藤指		1,500	242	9,400	14,026		K-06	
		浦島		1,700	201	3,077	7,926	○	K-06	
		柏沢		1,100	92	10,403	2,488		K-07	
		大堤		1,400	71	9,221	9,221		L-07	
		日蔭入		2,000	114	7,814	6,388	○	K-06	

		六葉		400	31	3,955	1,539		L-07	
		日蔭入支		1,400	107	6,362	6,609		K-06	
		沼里坂戸		500	231	51,991	10,492		J-06	
		沢浦		500	67	1705	1225		L-07 L-08	
		計		37	33,430					

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、県の定める森林管理道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設する。また、開設にあたっては、地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質、土質などの条件からやむ得ない場合に限り設置することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林業従事者は大きく分けて個人、素材生産業者、森林組合作業班に分類される。このうち個人については自己所有林の施業管理に携わることで林業経営を行うため、経営意欲が直接的に施業管理に反映し、適切な施業が行われているものは少ない。また、サラリーマン等の兼業林家であり、今日計画的に施業実施をしているものは少数である。素材生産業者については従業員数名の零細経営がほとんどである。

こうした状況をふまえて施業の省力化を中心に安定収入、安全管理、福利厚生の充実を図りながら魅力ある職業として確率を図らなければならない。また、地元雇用を基本とした従事者の確保を図るため生活環境の整備を進め、快適で魅力ある地域づくりを推進する。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

林業従事者の育成、充実のため各種補助制度を積極的に導入し、労働者の技術、資格、知識の習得のため講習会、研修会等に従事者を積極的に参加させていく。

イ 林業後継者等の育成

構造的な林業の低迷と労働条件から後継者、林家の指導、育成は困難な状況にあるが、森林の公益的機能の意義と林業経営意識の高揚を喚起し、後継者の確保と林家の育成につとめる。

(3) 林業事業体の体質強化方策

当町の林業の担い手である秩父広域森林組合においては、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、受け手の受注体制の整備により体質の強化を図る。

また、伐期に達した林分が増加して木材生産のポテンシャルが高くなっているが素材生産業者の体制が整っていない。このため、素材生産業者の育成が不可欠である。各種補助、融資制度の導入を図るとともに流通システムの整備に努める。

さらに、林業従事者の労働安全の確保、各種社会保険への加入による勤務体系、資金体系等の改善を図り雇用の通年化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

森林資源の状況は人工林率が49%であるが、齢級構成の上昇傾向が続き収入間伐や皆伐の対象地が増加している。一方で林業労働者は減少傾向で推移しており、木材生産量を増加する上でのネックになっている。高性能林業機械を保有する素材生産業者も存在しているが十分な保有状況とは言えず、さらに導入を促進して、森林管理道、作業道の開設と併せてコスト低減に努めていく。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

1を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次表に示すとおり設定する。

区分		現況(参考)	将来
伐倒 造材	急傾斜	チェンソー、集材機 プロセッサー	チェンソー、プロセッサー、 タワーヤーダ、スイングヤーダ、 ハーベスター
	緩傾斜	チェンソー、 プロセッサー	チェンソー、プロセッサー、ハーベスター、 フォワーダ
造林 保育等	地拵 下刈	人力、刈払機	人力、刈払機
	枝打	人力	自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町の素材生産は町内および近隣市町の木材、製材業者により行われ、秩父広域森林組合木材センター等の原木市場や近隣の製材業者に供給されている。今後、伐期齢に達した森林の活用

を図るため、地域内の製材工場や原木市場等の加工・流通体制の整備・拡充を促進する。

また特用林産物について、しいたけ、まいたけ、えのきたけ等の生産がある。きのこ類については、個人出荷及び市場出荷が大部分であるが、この他に町内にある農林産物直売所での観光客等を対象とした販売も盛況である。このため生産技術の向上と高品質化、生産量の増大を図るとともに流通機構の整備を促進する。

○林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備 考
	位 置	規 模(m ²)	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	下小鹿野	662	△1	下小鹿野	662	△1	
製材工場	下小鹿野	1721	△2	下小鹿野	1721	△2	
製材工場	下小鹿野	1157	△3	下小鹿野	1157	△3	
製材工場	般若	422	△4	般若	422	△4	
製材工場	般若	1775	△5	般若	1775	△5	
製材工場	両神薄	1179	△6	両神薄	1179	△6	
製材工場	両神薄	199	△7	両神薄	199	△7	
製材工場	両神小森	8000	△8	両神小森	8000	△8	
農林産物直売所	両神薄	237	△9	両神薄	237	△9	
農林産物直売所	長留	168	△10	長留	168	△10	
椎茸栽培施設	下小鹿野	11779	△11	下小鹿野	11779	△11	
椎茸栽培施設	両神薄	883	△12	両神薄	883	△12	

III 森林病害虫の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護策の設置・改良等、幼歳木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ病については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。

(2) その他

森林病害虫等による被害未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、秩父農林振興センター、森林組合、森林所有者等の連携を図りながら被害対策を図っていく。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣害防止森林区域における対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、関係行政機関、森林組合、林業事業体及び森林所有者等と協力して防護柵を設置、幼齢木保護具の設置等を行う。また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備等を推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火線の配備及び作業道の充実により防災管理網を整備する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

小鹿野町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条の許可の手続きその他必要な事項については、小鹿野町火入れに関する条例による。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林 該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

次表に掲げる森林について、森林浴、自然観察、キャンプ場等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。保健機能の森林の区域は別表4のとおりとする。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持し、又はその状態に誘導等することを旨として、次表に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

地区名	施業の区分	施業の方法
全 域	造 林	原則として拡大造林は行わないものとする。植栽に当たっては土壤等の自然的条件や区域の景観を勘案し、適地適木を第一として樹種を選定する。
	保 育	育成単層林の幼齢林（スギ・ヒノキ）については下刈りを7～8年生まで年1回行い、下刈り完了後つる切り、除伐をそれぞれ2回行う。間伐は4～7齢級を対象として1回当たり本数伐採率15～30%で2～3回行う。また枝打ちは2～4齢級を対象として樹高4～5mから1回当たり1～2mの高さで4回行う。特に間伐・枝打ちについては森林空間の利用を勘案して積極的に行う。 水源涵養機能、山地災害防止機能等の公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林については、複層林施業又は長伐期施業を行う。
	伐 採	原則として択伐とする。
	その他	森林景観に配慮した育成複層林を積極的に導入する。 天然林では修景を考慮に入れた施業の導入も進める。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

保健機能森林の区域内においては、次表に示すところに従い、適切な施設の整備を推進するものとする。

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
① 整備することが望ましい施設 管理施設、キャンプ場、遊歩道、トイレ、林間広場等
② 留意事項 自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者に応じた規模とする。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	18m	
ヒノキ	18m	
その他	14m	

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

林班の構成

計画区	市町村	地区	林班数	林班番号	区域面積(ha)
赤平	小鹿野町	飯田三山	4 3	1－1 7, 5 9－8 4	1558.62ha
		河原沢	4 1	1 8－5 8	2115.27ha
		倉尾	4 7	1－4 7	2325.65ha
		長若	2 9	1－2 9	1074.91ha
		小鹿野	1 9	1－1 9	871.77ha
		薄北	1 4	8 5－9 8	717.40ha
		薄南	2 9	5 6－8 4	1831.23ha
		小森北	2 1	3 5－5 5	1314.74ha
		小森南	3 4	1－3 4	2324.70ha

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町の西部の河原沢地域は天然生の広葉樹が広く存し、近年では、毎年1月上旬から2月中旬にかけて、地元住民の手により斜面に水を吹きかけ、氷柱(つらら)が作られている。この氷柱を「尾ノ内氷柱百景(冷つけえ～)」と名付け観光名所としてPRしている。自然景観に優れており遊歩道、あづま屋等を整備し、年間を通して森林とのふれあいの場としての活用を推進する。

また、未利用間伐材の資源の有効利用という観点からも木質バイオマスとして再生可能エネルギー活用などの事業の可能性を検討する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

市街地近郊の森林は比較的傾斜も緩やかであるので、広葉樹の植栽及び除・間伐を実施するとともに歩道の管理を行う。

また、秩父地域の豊かな自然を活用し都市住民に憩の場を提供するとともに都市と山村の交流の場として整備された「みどりの村」には、フィールドアスレチック、水遊び場、ミニ遊具などがあり大人から子供まで遊べるので、森林レクリエーションの場として活用できる緑地として、保全・育成を推進する。

5 住民参加による森林整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

小、中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、植林等の直接体験をとおして森林づくりの重要性を植え付ける。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

森林の公益的機能の利益は、河川流域の上流域から下流域に及ぶものであることから、森林の重要性を下流域の住民に理解を求めるとともに、企業・団体による社会貢献活動を目的とした、森林整備、交流事業を行えるよう努める。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理実施計画

区域	作業種	面積	備考
長若27林班	間伐	32.12	
両神小森55林班	間伐	31.02	

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

県やその他関係機関との連携をより密にして、森林施業の技術及び知識向上に努める。

さらに、森林所有者等への普及啓発活動を通じて、施業意欲の向上を図る。

(2) 森林の保護及び管理に関する事項

病害虫、獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する復旧を進めるとともに、適正な林分密度を保つような森林整備に努める。

(3) 町有林の整備

本町は人工林を中心に162haの森林を所有しており、針葉樹については森林経営管理法第36条第2項の規定に基づき公表する「意欲と能力のある林業経営体」に保育、間伐等を委託して実施することとする。

別記 国立公園・県立自然公園特別地域における森林の施業

区分	森林施業
第二種特別地域	<p>1 拝伐法によるものにあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した拜伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。</p> <p>(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が市町村森林整備計画で定められた標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) 公園事業に係る施設（自然公園法施行令第1条第7号、第10号、第11号、埼玉県自然公園条例施行規則（昭和49年規則 第31号）第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあっては、単木拜伐法によるものであること。</p> <p>2 皆伐法によるものにあっては、1(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。</p> <p>(4) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。</p>
第三種特別地域	全般的に風致の維持に考慮し、特に施業の制限はない。